

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考								
<p>国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則 平成19年 3月26日 19 経教 規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第4条 センター研究員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間当たり40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定のほか、センター研究員の労働時間は、1日6時間以内、1週間当たり30時間以内の勤務態様として個別に定めることができる。</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="100 930 703 1007"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時15分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時15分から午後1時まで	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第4条 センター研究員の労働時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分、1週間当たり38時間45分とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定のほか、センター研究員の労働時間は、1日6時間以内、1週間当たり30時間以内の勤務態様として個別に定めることができる。</p> <p>第5条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1048 930 1650 1007"> <tr> <td>労働時間</td> <td>午前8時30分から午後5時15分まで</td> </tr> <tr> <td>休憩時間</td> <td>午後0時00分から午後1時まで</td> </tr> </table>	労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで	休憩時間	午後0時00分から午後1時まで	
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで									
労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで									
休憩時間	午後0時00分から午後1時まで									

附 則(21 経教規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。